

西宮市監査委員	魚水 けい子
同	西埜 博之
同	村西 進
同	横山 良章

財政援助団体監査結果報告

(障害者ワークセンター新生会)

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を行った結果は、

次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査報告書

第1 監査の期間及び方法

平成14年9月3日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月22日に監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

障害者ワークセンター新生会が交付を受けた補助金及び補助対象事業費の出納その他の事務について、主として平成13年4月1日から14年3月31日までの期間に執行された障害者ワークセンター新生会共働作業所第1、第2の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、できるだけ健康福祉局又は団体提出による直近の数値を用いるように努めました。

(補助金の名称及び金額)

西宮市障害者小規模通所作業所運営費等補助金

(障害者ワークセンター新生会共働作業所第1)	7,026,000円
(障害者ワークセンター新生会共働作業所第2)	7,854,000円

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 障害者ワークセンター新生会の概要

(1) 設立目的

「『働く喜びを求めて』をメインテーマに、心身に障害のある人が自立への意欲をもって社会人として活力に満ちたくらしを実現すること。」としています。

(2) 設立の経過

昭和	45年5月	在宅障害者数人と共に、「そよかぜタイプ研究会」として発足。
	46年6月	重度心身障害者更生推進グループ「新生会」と改称。
	60年11月	障害者ワークセンター新生会と改称。
	61年5月	新生会共働作業所第1(以下「作業所第1」という。)開所。
平成	11年7月	新生会共働作業所第2(以下「作業所第2」という。)開所。 現在に至る。

(3) 組織の現況

障害者ワークセンター新生会（以下「団体」という。）は14年9月1日現在、代表者1人、職員9人、パート職員4人でセンター事務局、印刷所、共働作業所、地域生活支援センターの運営を行っています。このうち作業所第1、作業所第2には各2人計4人の職員が指導員として配置されています。このほかに共働作業所の運営委員会（委員数5人）が設置され、運営委員のうち1人が運営責任者となっています。また、この他、地域生活支援センターにも運営委員会（委員数5人）が置かれています。

(4) 事務所所在地

団体の事務所は西宮市染殿町2番11号で、社会福祉法人新生会と同じ場所に置かれています。

2 事業の概要

団体では作業所第1、作業所第2の運営のほかに、次の事業を行っています。

- ・センター事務局の運営
- ・印刷所の運営
- ・地域生活支援センター（生活ホーム101,102）の運営

事業はそれぞれ別会計によって運営されています。

3 共働作業所歳入、歳出の状況

平成13年度における歳入歳出の状況は、次のとおりです。

(1) 作業所第1

ア 歳入の状況

(単位：円)

歳入科目	金額	備考
西宮市補助金	7,026,000	西宮市補助金（県補助分含む）
他市補助金	2,445,000	尼崎市 958,000、伊丹市 1,487,000
会費収入	0	保護者負担金等
事業収入	1,138,775	作業収入
団体補助金	1,100,000	(財)兵庫県身体障害者福祉協会から
寄付金	0	各種寄付金
預金利息	0	普通預金利息
雑収入	639,067	(給食実費及び預金利息)
借入金	0	
前年度繰越金	478,209	
計	12,827,051	

歳入の計は、1,282 万円で主なものは次のとおりです。

西宮市補助金 702 万円は「西宮市障害者小規模通所作業所運営費等補助事業要綱」(以下「要綱」という。)により交付されたものです。

他市補助金 244 万円は他市から利用している人数によって住所地自治体が設定した基準に基づいて補助されるもので、尼崎市 95 万円及び伊丹市 148 万円となっています。

事業収入 113 万円は利用者の作業収入(工賃)です。団体補助金 110 万円は(財)兵庫県身体障害者福祉協会からの補助金です。雑収入 63 万円は利用者の給食実費と預金利息となっています。

預金利息については、作業所第 2 も含めて本来の歳入科目(預金利息)で経理するようにしてください。

イ 歳出の状況

(単位：円)

勘定科目		金額	対象経費内訳	
大科目	小科目		対象経費	説明
指導者等の 人件費	報酬・給料等	4,619,382	4,619,382	賃金を含む 賞与等・手当
	職員手当等	1,045,282	1,045,282	
	社会保険料	739,364	739,364	
指導員の旅費	指導員の旅費	122,491	122,491	研修費を含む
需用費	指導用材料費	464,620	464,620	給食弁当等賄い材料費含む ガス、水道、電気代
	食糧費	644,970	644,970	
	光熱水費	236,561	236,561	
	その他需用費	562,000	562,000	
役務費	役務費	323,956	323,956	通信運搬費を含む
使用料	建物等使用料	960,000	960,000	家賃 8 万円×12 ヶ月 自動車等借上料
	その他使用料	60,000	60,000	
交通費	通所者交通費	0	0	
販売用材料費	販売用材料費	174,483		対象外経費
備品費	備品費	525,000	525,000	
工賃	支払工賃	1,138,775		対象外経費
その他	税・慶弔費等	5,000		
次期繰越金	次期繰越金	1,205,167		
計		12,827,051	10,303,626	

(2) 作業所 第 2

ア 歳入の状況

(単位：円)

歳入科目	金額	備 考
西宮市補助金	7,854,000	西宮市補助金(県補助分含む)
他市補助金	1,034,000	芦屋市
会費収入	0	保護者負担金等
事業収入	2,625,400	作業収入
公益事業補助金	450,000	NHK歳末たすけあい共同募金会から
団体補助金	1,100,000	(財)兵庫県身体障害者福祉協会から
寄付金	0	各種寄付金
預金利息	0	普通預金利息
雑収入	661,111	(給食実費及び預金利息)
借入金	0	
前年度繰越金	416,399	
計	14,140,910	

歳入の計は、1,414 万円で主なものは、次のとおりです。

西宮市補助金 785 万円は「要綱」により交付されたものです。他市補助金 103 万円は作業所第 1 と同様の基準に基づいて芦屋市から交付されています。事業収入 262 万円は利用者の作業収入(工賃)です。公益事業補助金 45 万円はNHK歳末たすけあい共同募金会から、団体補助金 110 万円は(財)兵庫県身体障害者福祉協会からの補助金です。雑収入 66 万円は利用者の給食実費と預金利息となっています。

イ 歳出の状況

(単位：円)

勘定科目		金額	補助対象経費内訳	
大科目	小科目		対象経費	説明
指導者等の 人件費	報酬・給料等	4,737,327	4,737,327	賃金を含む
	職員手当等	2,010,451	2,010,451	賞与等・手当
	社会保険料	582,454	582,454	
指導員の旅費	指導員の旅費	66,440	66,440	研修費を含む
需用費	指導用材料費	148,420	148,420	
	食糧費	671,899	671,899	給食弁当等賄い材料費含む
	光熱水費	304,698	304,698	ガス、水道、電気代
	その他需用費	380,000	380,000	
役務費	役務費	65,119	65,119	通信運搬費を含む
使用料	建物等使用料	960,000	960,000	家賃 8 万円×12 ヶ月
	その他使用料	60,000	60,000	自動車等借上料
交通費	通所者交通費	0	0	
販売用材料費	販売用材料費	157,687		対象外経費
備品費	備品費	569,000	569,000	
工賃	支払工賃	2,625,400		対象外経費
その他	税・慶弔費等	10,000		
次期繰越金	次期繰越金	792,015		
計		14,140,910	10,555,808	

作業所第1及び作業所第2にかかる歳入歳出の状況については、団体の事務所で関係書類の調査を行いました。そのうち、14年3月分を抽出し、歳入については収入伝票、勘定元帳、預金通帳とを、歳出については支出伝票、支出証拠書類、勘定元帳とをそれぞれ照合する方法で調査を行ったところ、いずれも適正に処理されていました。

補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）によると作業所第2は、11年度300万円、12年度100万円、計400万円を新生会グループ内から借入れています。

作業所の経営状況は、利用者の将来の処遇にもかかわってきます。

今後、「要綱」に基づく補助金の申請、交付決定の事務手続きを進めるなかで、収支の実態を正確に把握し、必要に応じ的確に指導してください。

4 補助金の交付

(1) 補助の目的

「要綱」第1条に「企業などに就労することが困難な在宅の知的障害者及び身体障害者等を対象として、地域社会の一員として、社会参加への機会を与えるために小規模通所作業所を設置し、作業訓練を実施している団体に対して、予算の範囲内でその経費の一部を補助することによって、在宅障害者福祉に寄与することを目的とする。」と定めています。

(2) 補助対象団体

「要綱」第2条に「この補助の対象となる団体は、知的障害又は身体障害等の障害をもち、企業などに就労することが困難な障害者を対象として、定期的に作業訓練を実施するため小規模通所作業所を設置運営している団体で、市長が適当と認めたものとする。」と定めています。

(3) 交付基準

「要綱」第3条、第4条及び別表による。

(4) 補助金の算定

補助金は団体における4～6月の利用状況をもとに、年間の利用者数を推定し、これに基づいて補助金を算定、概算交付し、年間の利用者実績に基づいて精算交付額を算定し、その差額を精算しています。

ア 概算交付額の算定

補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に基づいて利用者数等の基礎数値及び区分を次のように認定しています。

区 分	設置場所	市内在住者数区分	開設月数	初日在籍延人員			指導員数	別表1の第1欄の対象経費
				市内在住者	市外在住者	合計		
作業所第1	市内	5人以上	12月	62人	36人	98人	2人	6,150,000円
作業所第2	市内	5人以上	12月	84人	12人	96人	2人	7,216,000円

この数値等によって「要綱」及び「要綱」別表から作業所第1、作業所第2の概算交付額6,134,000円、6,937,000円が算出されています。

イ 精算交付額の算定

実績報告書に基づいて積算の基礎数値を、次のように認定しています。

区 分	設置場所	市内在住者数区分	開設月数	初日在籍延人員			指導員数	別表1の第1欄の対象経費
				市内在住者	市外在住者	合計		
作業所第1	市内	5人以上	12月	62人	32人	94人	2人	6,758,626円
作業所第2	市内	5人以上	12月	84人	12人	96人	2人	7,971,808円

この数値等によって「要綱」及び「要綱」別表(13年度は途中で「要綱」の改正が行われたので、改正後の別表を適用。)から作業所第1、作業所第2の精算交付額7,026,000円、7,854,000円が算出されています。

ウ 精算額

精算額は概算交付額と精算交付額との差額で、作業所第1、作業所第2の差額は892,000円、917,000円となっています。これは最終回(第3回)の支払い時に精算が行われています。

エ 算定表

算定表は、次のとおりです。

(ア) 作業所第1

(単位：円)

区 分	精算交付額(単価改正後)		概算交付額(当初)		差額 A - B	
	積 算	金額 A	積 算	金額 B		
「要綱」 別表1	事務費A	80,000 × 12月	960,000	70,000 × 12月	840,000	120,000
	事務費B	135,825 × 2人 × 12月	3,259,800	114,562 × 2人 × 12月	2,749,488	510,312
	事業費	8,330 × 62人	516,460	8,330 × 62人	516,460	0
	施設維持費	70,000 × 12月	840,000	70,000 × 12月	840,000	0
	計		5,576,260		4,945,948	630,312
第4条(1)	計 × 9/10		5,018,000		4,451,000	567,000
「要綱」 別表3	1 事務費	5,306,400 × 62人/94人	3,499,965	4,506,000 × 62人/98人	2,850,734	649,231
	2 事業費	8,330 × 62人	516,460	8,330 × 62人	516,460	0
	計		4,016,425		3,367,194	649,231
第4条(3)	計 × 1/2		2,008,000		1,683,000	325,000
交 付 額			7,026,000		6,134,000	892,000

(イ) 作業所第2

(単位:円)

区 分	精算交付額(単価改正後)		概算交付額(当初)		差 額 A - B	
	積 算	金額 A	積 算	金額 B		
「要綱」 別表1	事務費A	80,000×12月	960,000	70,000×12月	840,000	120,000
	事務費B	135,825×2人×12月	3,259,800	114,562×2人×12月	2,749,488	510,312
	事業費	8,330×84人	699,720	8,330×84人	699,720	0
	施設維持費	70,000×12月	840,000	70,000×12月	840,000	0
	計		5,759,520		5,129,208	630,312
第4条(1)	計×9/10		5,183,000		4,616,000	567,000
「要綱」 別表3	1事務費	5,306,400×84人/96人	4,643,100	4,506,000×84人/96人	3,942,750	700,350
	2事業費	8,330×84人	699,720	8,330×84人	699,720	0
	計		5,342,820		4,642,470	700,350
第4条(3)	計×1/2		2,671,000		2,321,000	350,000
交 付 額			7,854,000		6,937,000	917,000

(5) 予算措置・執行額

次のとおりです。

(会計) 一般会計 (款) 民生費 (項) 障害福祉費 (目) 障害援護費

(節) 負担金補助及び交付金 14,880,000円

(6) 補助金の交付手続

次のとおり行われています。

(単位:円)

項 目	交付申請	交付決定	補助決定額	交付請求	補助金交付	実績報告
	変更申請	変更決定				
障害者ワークセンター 新生会共働作業所第1	13.7.10	13.7.19	6,134,000	13.7.24	13.7.27	14.3.31
	14.3.1	14.3.31	7,026,000	13.11.19	13.11.28	
	-	-		14.5.9	14.5.17	
障害者ワークセンター 新生会共働作業所第2	13.7.10	13.7.19	6,937,000	13.7.24	13.7.27	14.3.31
	14.3.1	14.3.31	7,854,000	13.11.19	13.11.28	
	-	-	-	14.5.9	14.5.17	

13年度の補助金は13年4月～6月の利用状況に基づいて年間分を概算で交付決定しています。また、12月には「要綱」の一部(別表)改正で補助金の単価改正が行われ、これにともなって団体から14年3月1日付で補助事業等変更等申請書(以下「変更交付申請書」という。)が提出され、同31日付で補助金変更交付決定通知が行われています。「要綱」第7条にしたがって、補助金は3回に分けて交付されています。実績報告書は14年3月31日付で団体から市へ提出されています。

補助金の交付手続は「補助金等の取扱いに関する規則」(以下「規則」という。)に基

づいておおむね適正に行われています。

なお、「要綱」第2条によると、「補助金は作業所を設置運営している団体に対して交付する」と定めていますが、「規則」に基づいて提出される交付申請書、変更交付申請書、実績報告書の提出は障害者ワークセンター新生会共働作業所第1、作業所第2の名義で行われています。また、実績報告書の一部に記載漏れ等が見られるなど、補助金の交付手続きにおいて、改善を必要とする事項が見られます。

今後とも、補助金の交付にあたっては「規則」、「要綱」に沿って正しい手続きが行われるよう、団体に対して適切な指導に努めてください。

5 補助対象事業

(1) 運営責任者及び運営委員会

「要綱」第3条に定める運営委員会は作業所第1、作業所第2共通で、団体の職員3、利用者家族1、その他1の計5人の委員で構成される運営委員会が設置されており、うち1人が運営責任者となっています。

(2) 施設の概要及び事業内容

区 分	作業所第1	作業所第2
所在地	西宮市池田町2-10	西宮市染殿町2-14
所有区分	賃借	賃借
作業室面積	43.0 m ²	39.53 m ²
利用定員	13人	11人
利用者数	7人	8人
作業訓練内容	・印刷作業（印刷物の製本、パソコン入力、営業） ・軽作業（昆虫ゼリーの袋詰め、タルトトレイ折り、パウチ加工等下請け作業） ・園芸（園芸作業と鉢花の販売） ・喫茶（喫茶サービス、クッキーづくり、販売） ・日常生活訓練と学習	
指導員の配置	2人	2人
作業日数	週5日	週5日
作業時間	9時30分～12時30分 13時30分～17時（30分休憩）	9時30分～12時30分 13時30分～17時（30分休憩）

注 1 「在宅障害者小規模通所作業所事業実績報告書」より。

2 利用者数については14年3月31日現在。

「要綱」第8条第1号の規定に基づいて提出された「在宅障害者小規模通所作業所事業実績報告書」によると作業室面積は作業所第1が43.0㎡、作業所第2が39.53㎡となっています。利用定員はこの面積を3.3㎡で除してそれぞれ13人と11人が算出されています。

この3.3㎡は「要綱」第3条第4号「作業室の床面積は、利用者1人につき3.3平方メートル以上であること」によるものです。「要綱」では「作業所の面積」と「作業室の床面積」とは異なったものになっています。

今後とも「要綱」の趣旨をふまえ、定員の設定に留意してください。

指導員については要綱第3条第5号に「障害者に対して適切な作業訓練、指導を行う者を1作業所につき1人以上配置していること。」と定めており、表のとおり各作業所に2人配置され、うち各1人は社会福祉主事の資格を持ち、そのうちの1人はホームヘルパー2級の資格も併せて取得しています。

作業は作業訓練が中心で、作業科目として印刷部、軽作業部、園芸部、喫茶部があり、その他日常生活訓練と学習となっています。作業訓練等は月曜日から金曜日(祝日は休み)となっており、作業時間は9時30分から12時30分、13時30分から17時(うち30分休憩)となっています。印刷作業は新生会印刷所に出向いて、軽作業、喫茶、園芸は社会福祉法人新生会作業所とともにするなど関係グループ団体と協力した運営が行われています。

(3) 作業所における工賃の支払い状況

(単位：月・円)

区分	年度	事業名	事業収入	必要経費	工賃
作業所第1	13	軽作業及び印刷等	1,138,775	0	1,138,775
	12	印刷及び軽作業等	1,232,341	112,031	1,120,310
	11	軽作業及び印刷等	2,502,173	1,301,573	1,200,600
作業所第2	13	印刷及び軽作業等	2,625,400	0	2,625,400
	12	軽作業及び印刷等	3,205,642	291,422	2,914,220
	11	印刷及び軽作業等	2,876,790	136,990	2,739,800

工賃については「要綱」第3条第8号に「事業活動等により得た作業収入については、当該作業に必要な経費を控除した金額を工賃として作業に従事した者に支払わなければならないこと。」と定めています。13年度必要経費は作業所第1では17万円、作業所第2では15万円となっていますが、事業収入が減少しており、必要経費を控除すると工賃が前年度に比べて大幅に下がるので、必要経費の控除をしていないと説明を受けました。

(4) 利用者の在籍状況

13年度の利用者月別在籍状況は、次のとおりです。

ア 作業所第 1

(単位：人)

区 分	開 所 月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 内	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
市 外	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
計	9	9	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7

イ 作業所第 2

(単位：人)

区 分	開 所 月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 内	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
市 外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

表に示すとおり作業所第 1、作業所第 2 とともに利用者は 7 人以上となっており「要綱」第 3 条第 2 号「利用人員は原則として常時 5 人以上であること。」との規定に適合しています。

(5) 障害状況と年齢

14 年 3 月 31 日現在の在籍者の障害状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	障害の区分	作業所第 1	作業所第 2
市 内	精 神 障 害	1	-
	知 的 障 害	3	2
	身 体 障 害	2	5
	癩 癩 症	1	-
市 外	身 体 障 害	2	1
計		9	8

注 計の 9 は複数の障害をもった人が 2 人含まれているので利用者数と一致しません。

作業所第 1、作業所第 2 を合わせて、精神障害者保健福祉手帳 2 級 1 人、療育手帳 A 1 人、B1 2 人、B2 2 人、身体障害者手帳 1 級 3 人、2 級 5 人、4 級 1 人、6 級 1 人、癩癩症 1 人となっています。(利用者 15 人で 17 の障害区分に該当しています。)実績報告書の利用者名簿によると年齢は最小が 19 歳、最高が 56 歳となっており、「要綱」第 3 条第 2 号「利用者は、満 15 歳以上の知的障害者及び身体障害者等」との規定に適合しています。

6 補助金の経理

補助金は、次のとおり口座振込みの方法で、それぞれの口座に収入されています。

(単位：円)

補助金の名称	受入口座	口座への収入	収入金額
西宮市障害者小規模通所作業所 運営費等補助金（作業所第1）	近畿大阪銀行普通口座 障害者ワークセンター 新生会共働作業所代表者	13. 7 .27	2,453,000
		13.11.28	2,453,000
		14. 5 .17	2,120,000
計			7,026,000
西宮市障害者小規模通所作業所 運営費等補助金（作業所第2）	近畿大阪銀行普通口座 障害者ワークセンター 新生会共働作業所代表者	13. 7 .27	2,774,000
		13.11.28	2,774,000
		14. 5 .17	2,306,000
計			7,854,000

「要綱」第7条は、「交付予定額の80%の範囲の額を年に2分割概算交付し、残額は事業終了後に精算交付すること」と、定めています。これに従って支払いは3回に分けて行われ、第1回と第2回の交付額は作業所第1が、それぞれ交付予定額6,134,000円の40%2,453,000円、作業所第2が、同じく6,937,000円の40%2,774,000円となっています。第3回は実績報告書の内容と単価改正後の「要綱」別表の基準に基づいて決定された精算交付額から既交付額を控除した額によって交付されています。作業所第1については精算交付額（変更交付決定額）7,026,000円から既交付額4,906,000円を控除した2,120,000円が、作業所第2については同様に7,854,000円から5,548,000円を控除した2,306,000円がそれぞれ交付されています。